

四日市市市民窓口サービスセンターに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月17日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第63号

四日市市市民窓口サービスセンターに関する規則の一部を改正する規則

四日市市市民窓口サービスセンターに関する規則（平成16年四日市市規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(取扱業務)</p> <p>第4条 サービスセンターにおいて取り扱う業務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)から(8)まで (略)</p> <p>(9) <u>子ども医療費、障害者医療費等の助成の申請等</u>の受付に関すること。</p> <p>(10) <u>児童手当</u>の申請等の受付に関すること。</p> <p>(11)から(14)まで (略)</p>	<p>(取扱業務)</p> <p>第4条 サービスセンターにおいて取り扱う業務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)から(8)まで (略)</p> <p>(9) <u>老人、乳幼児、心身障害者医療等助成の申請書</u>の受付に関すること。</p> <p>(10) <u>子ども手当</u>の申請等の受付に関すること。</p> <p>(11)から(14)まで (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(市民生活部市民課)